

令和2年10月29日

各部（局・室・課）長 様

財 務 部 長

### 令和3年度の予算編成方針について

令和3年度の予算編成は、次の方針によるので市長の命により通知する。

## 1 国等の情勢

政府の令和2年10月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる」となっており、先行きについては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される」とする一方で、「国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」と指摘している。

こうしたなか、総務省発出の「令和3年度の地方財政の課題」によると、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれるが、行政サービスを安定的に提供できるよう、財政運営に必要となる一般財源総額については、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとなっている。しかし、その内訳を見てみると、地方税等と地方交付税の大幅な減少（前年度比△4兆円）による財源不足を臨時財政対策債で補う（前年度比＋3.7兆円）試算で、借金への依存度が飛躍的に高まる見通しとなっている。

## 2 高砂市の財政

高砂市の財政状況に目を向けると、令和元年度決算における経常収支比率は88.7%となり、前年度に比べ2.0ポイント改善された。しかし、今後の見通しについては、歳入は新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落ち込みで市税等の大幅な減少が見込まれる。その財源不足は、先にも述べたように、臨時財政対策債で補うこととなるが、その配分が、財政力指数の高い本市においては、低い団体と比較すると、相対的に多額となる。その公債費は、地方交付税制度において、全額を後年度で

交付されることとなるものの、既に着手済の大型事業の実施による公債費<sup>(注1)</sup>が将来の財政運営に大きな負担となる。また、中期財政計画において令和4年度に起債残高<sup>(注2)</sup>が過去最高となる見込みであり、臨時財政対策債の増加見込みを加えると、さらに膨れ上がるおそれがある。

一方歳出では、大型事業の実施に係る新施設の維持管理経費や右肩上がりが増加している社会保障経費、加えて公共施設全体最適化計画に基づく施設の老朽化対策費についても、今後相当な経費が想定される。また、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費が見込まれるなど財政を圧迫する要因が多くあり危機的状況といえる。このような状況の中、令和3年度の事業経費の一般財源は新本庁舎、広域ごみ処理施設の完成年度といった特別な事情はあるが、令和2年度の肉付け予算後の財政調整基金取崩し額約4億円を相当上回る事態が見込まれる。

この財源不足の解消にあたっては、これまで以上に歳出削減と歳入確保に徹底して取り組む必要がある。令和3年度の予算編成は、近年にはない難作業となるが、今後も引き続き持続可能な財政運営を行っていくための要の年にもなる。

### 3 予算編成方針

#### (1) 基本的な考え方

令和3年度は「戦略的健全財政運営期間<sup>(注3)</sup>」の4年目となる。着手済の大型事業の実施を最優先事業とする方針に加え、新型コロナウイルス感染症の対応など社会情勢の変化にも即応できる態勢が求められている。また、財政状況は昨年度よりさらに厳しさが増している状況において、持続可能な財政運営を行わなければならない。大型事業が佳境を迎え、本来でさえ厳しいといえる財政状況に加えコロナ禍における税収の不透明さも相まっているこの危機的な状況を十分に認識したうえで、各部局長査定を実施し、限られた財源の中で各事務事業の必要性・緊急性・費用対効果等あらゆる観点から再検証したうえで事業の取捨選択、効果が乏しい歳出の削減、自ら工夫した予算案を作成すること。

#### 【全般的事項】

① 歳入については、市税等の収納率の向上、広告掲載料の積極的な活用促進や新規開拓、寄附金など先進自治体の事例や動向等も情報収集し財源確保に努めること。また、国・県支出金については、近年、所管課をまたがるものもあることから、関係課の把握に留意し、横断的な連携により、その確保に遺漏のないようにすること。新たな財源の発掘についても、幅広く研究し、更なる収入確保を図ること。

② 経常経費<sup>(注4)</sup>については、概算要求の基準として上限を設け、特定の項目を除きシーリング方式を導入し2%の削減を行った。ただ、これだけでは十分な財源が確保されるものではない。今後財政課ヒアリングを経て、精査した額での枠配分を通知することになる。さらにコロナ禍における歳入の減が見込まれる場合は、量入制出の考えのもと、更なる削減・精査も行う。

それらを踏まえ、限られた財源を真に必要な事業に配分するため、費用対効果・優先度の低い事業、事業開始後長期間が経過し所期の目的を達成した事業については、各部局長は徹底した見直しを行うこと。運営費補助金を支出している団体については、事務費の効率化を指導し、補助金額の精査を行うこと。また、社会保障経費については今後もより増加するため、既存の経費についても委託等仕様の見直しや給付水準の見直し、対象者や経費について徹底した精査を行うこと。

③ 事業経費<sup>(注5)</sup>については大型事業が集中しているなか、公共施設老朽化に伴う修繕・改修も多額の費用が想定されるが、中長期的な財政状況への影響を視野に入れ、将来負担を抑制していく。より具体的な数値を用いて費用対効果を分析し、事業の取捨選択を行うこと。今一度、緊急性・安全性・継続性の観点から優先すべき事業等を調整したうえで予算要求を行うこと。

また、事業費を十分精査し、起債については元利償還金が普通交付税に算入される事業債を有効活用すること。臨時的経費についても、必要性・緊急性・安心安全の面から必要であると認められる場合に限り、最小限の経費を計上すること。なお、先にも述べている「戦略的健全財政運営期間」のもと、事業経費に充当する財政調整基金<sup>(注6)</sup>は最小限に抑制し残高20億円以上を維持するものとするが、今後のウィズコロナ・ポストコロナを見据えたときに、消費行動の変化や雇用・所得環境の悪化も見込まれるため、更なる積み増しも必要となってくる。

④ 新型コロナウイルス感染症対策については、国内外の感染状況や国等の動向に注視し、必要経費を計上すること。また、財源確保についても遺漏のないようにすること。

## (2) 第5次高砂市総合計画の取組方針

令和3年度から、第5次高砂市総合計画がスタートする。10年後の「あるべき姿」

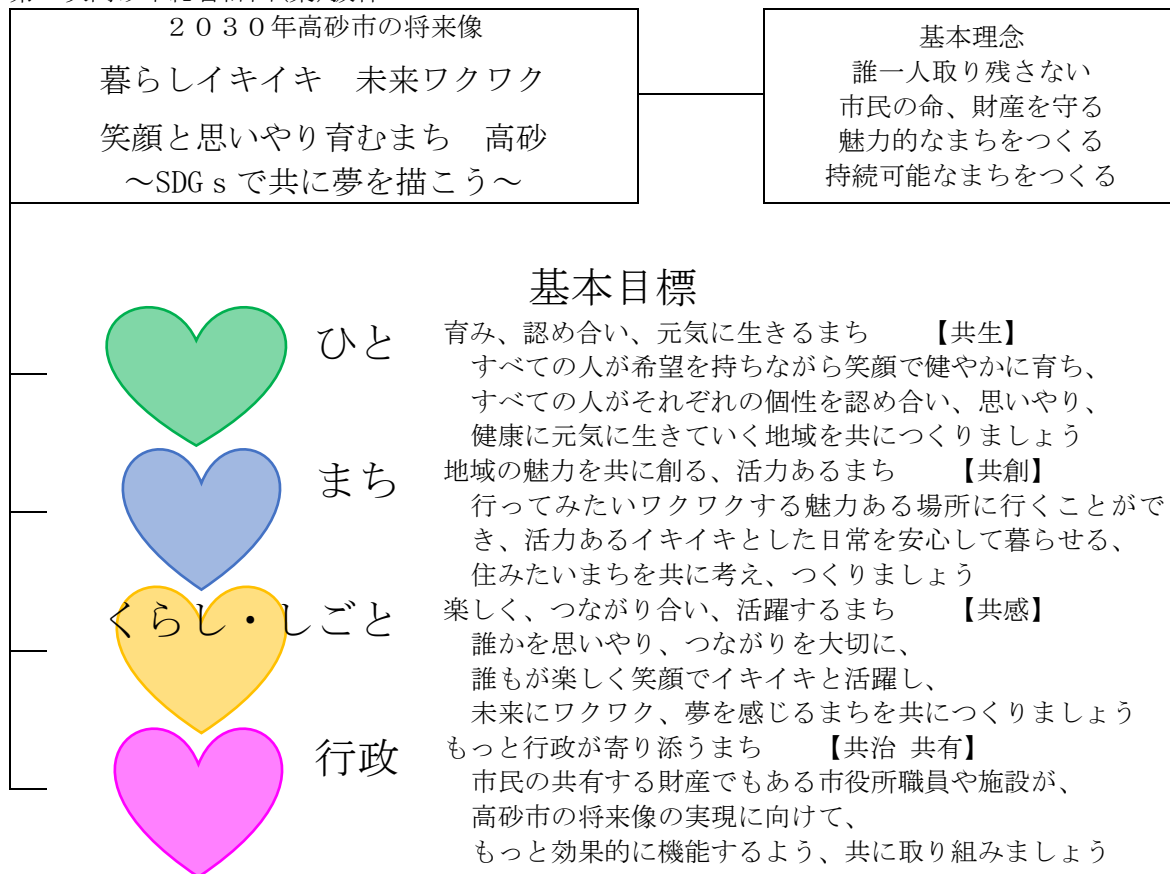
をめざし、将来像、基本目標を踏まえ、個々の政策、施策を実現するために、現状から引き続き実施する事業に加え、未来から逆引きして、今、実施しておくべき事業についても提案すること。

ただし、現下の状況から、令和3年度については、継続する事業を見直しするとともに、新規事業については真に必要な事業のみを提案すること。

また、第5次総合計画のキーワードを「共に」としていることを十分に理解したうえで、他と連携できないか事業手法等の見直しを行うとともに、歳入確保や職員の意識改革も併せて行う事業を検討すること。

なお、10年後の人口展望を84,000人(国勢調査ベース)としているところであり、これまでどおりの考え方では実現は困難である。それぞれの部署の取組が、すべて住みたいまちにつながることを十分に理解したうえで事業を検討すること。

#### 第5次高砂市総合計画(案)抜粋



## ① 取組方針

第5次高砂市総合計画基本計画の各政策、施策を的確に実施し、基本目標の実現を図るため、次の3つを重点取組とする。

### I 職・住・育の市民生活を応援する

高砂市の特性を活かし、

- ・みんなが子どもを育てるまち
- ・子どもが学ぶ力を育むまち
- ・住民が望む、暮らしに良好な住環境のあるまち
- ・資源を活かした特色のある産業、暮らしを支える産業があるまち
- ・誰もが社会に参加し、その人らしく活躍するまち

に資する職・住・育を応援できる事業を進めること。

### II 魅力的なまちをつくる

誰もが安心して楽しくすごせるよう、

- ・個人が尊重し合い、安心して平和に暮らせるまち
- ・公共交通が暮らしの利便性を向上させるまち
- ・環境にやさしい暮らしがあるまち
- ・まちを考え、行動する市民活動があるまち
- ・つかいたくなる公共施設が気持ちよく利用できるまち

に資する魅力的なまちをつくる事業を進めること。

### III 住みやすさをさらに向上させる

多くの人がつながり合い、活躍できるよう、

- ・地域で自立を支え合い、つながり合うまち
- ・健康を維持し、医療サービスを安心して受けられるまち
- ・犯罪、事故、災害から市民を守るまち
- ・豊かな生きがいとつながりを感じるまち
- ・愛着と誇りを感じるまち

に資する住んでよかったと思える事業を進めること。

上記の重点取組に加え、その他の第5次総合計画基本計画に掲げる政策、施策を実現できるその他の事業も予算を伴わない事業(ゼロ予算事業)を含め、時宜に応じて提案するとともに、令和2年度補正により対応した ICT 機器等を活用するなど、市民生

活のみならず行政運営においてもウィズコロナ・ポストコロナの新たな生活様式を見据えた変革についても進めていくこと。

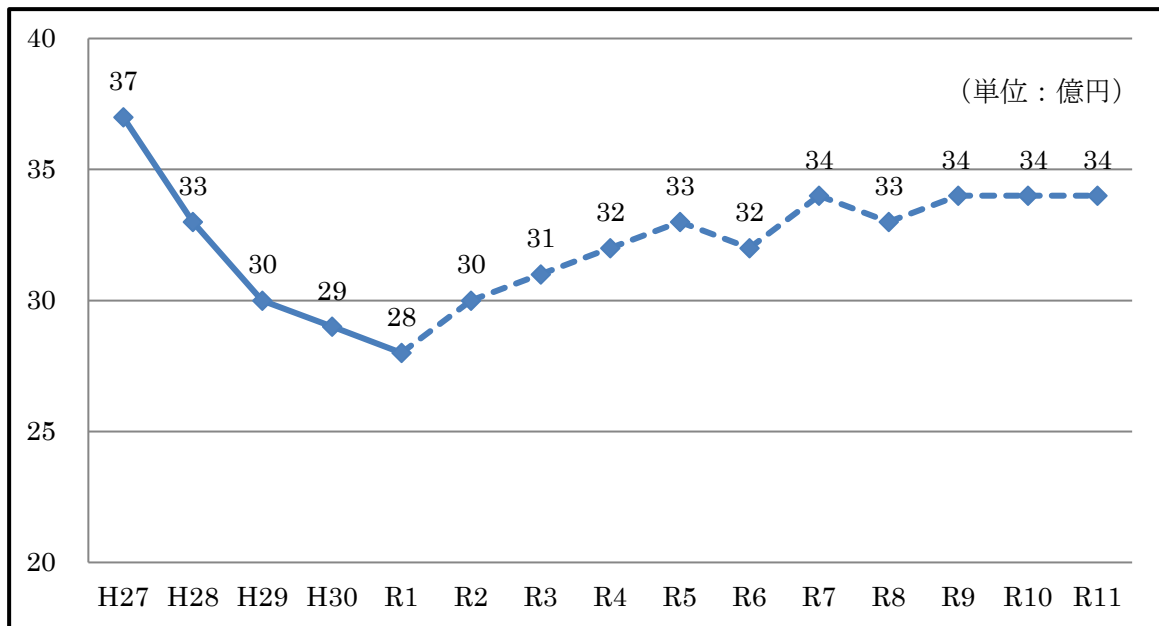
事業を選択する際には、総合計画基本計画(総合戦略)に定めた政策・施策に沿っているか、事業計画や個別の計画、方針等に沿っているか、想定する効果が得られるか、令和3年度中に必ず実施しなければならない事業か、実施主体は行政となるべき事業か等を十分に吟味したうえで提案すること。

なお、第5次総合計画基本計画に基づき、今後3年間の実施計画を策定する。これは、これまでの行政経営プランを兼ねるものとするを予定している。この中で、部及び課の経営方針と、それを達成するため事業についての目標を設定することとしている。組織改正も予定しているが、予算案を計上する場合は、その点も留意しておくこと。

なお、具体的な事項については、前述した予算編成方針に基づき別紙のとおり「予算編成要領」として別に定めている。それには一般事項から事業経費、枠配分、歳入、歳出に関する事項について細部にまで記述している。令和3年度予算編成を行うにあたり、この「予算編成方針」を十分理解し、具体的な事項については「予算編成要領」により予算の編成にあたられたい。

(注1)

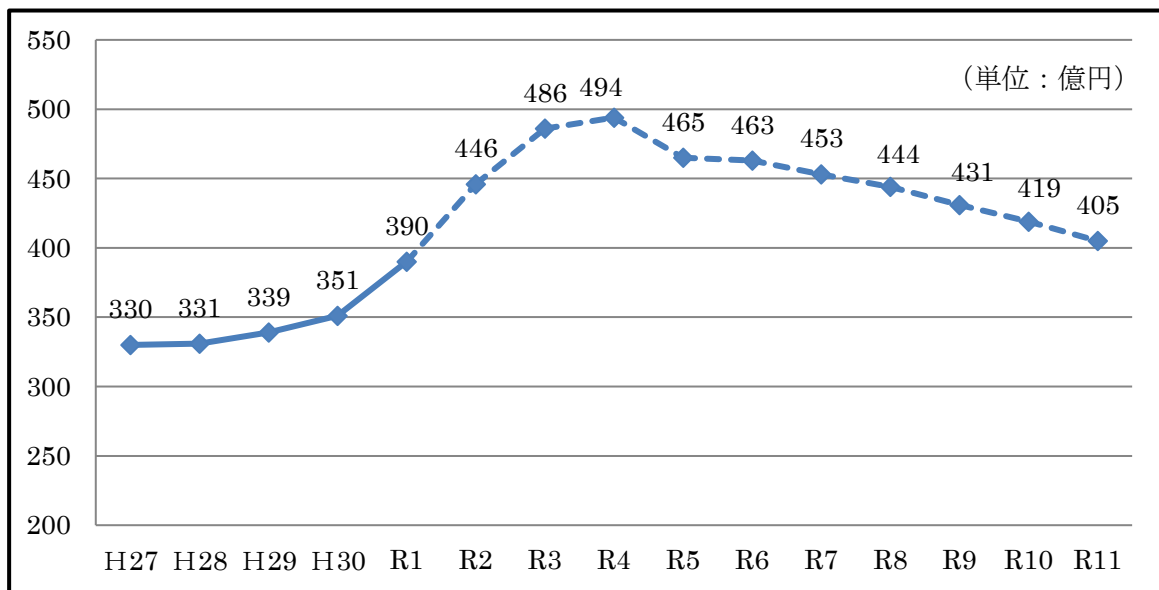
公債費（一般会計）の推移（令和2年度以降は令和2年6月中期財政計画及び長期財政見通しより）



平成28年度に臨時経済対策に要した起債の償還が終わり減少傾向となるが、大型事業着手後の令和元年度から増加傾向に転じ、令和7年度以降33億円を超える高い水準で推移する。

(注2)

起債残高（一般会計）の推移（令和2年度以降は令和2年6月中期財政計画及び長期財政見通しより）



今後の大型事業により起債残高は過去最大の494億円まで増加する見込みである。

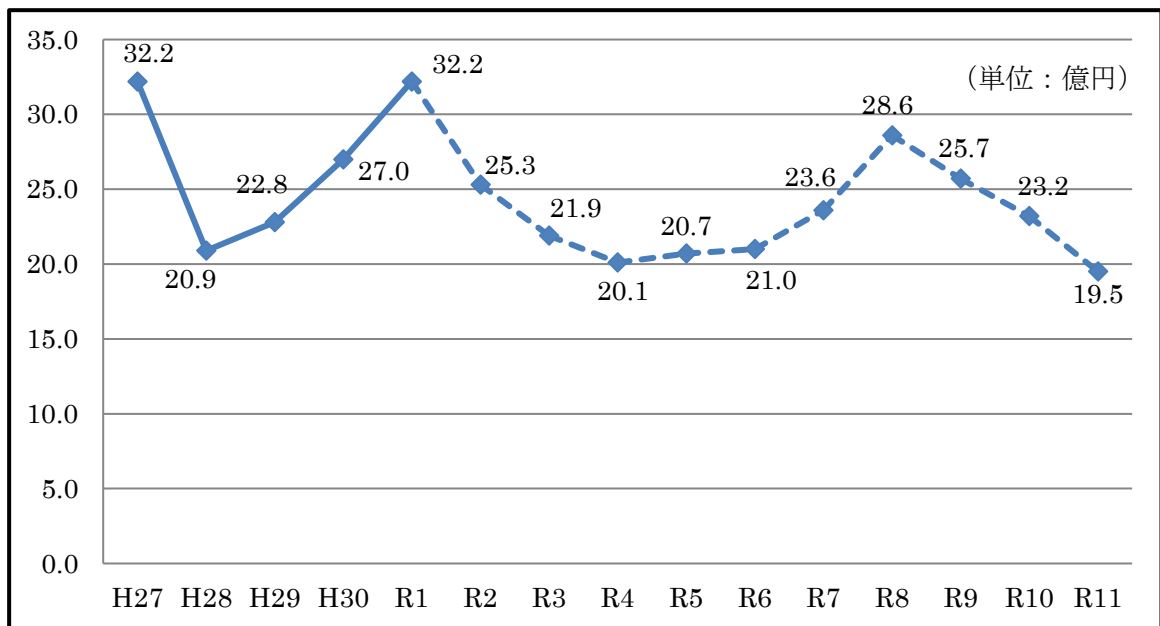
(注3) 戦略的健全財政運営期間

平成30年度から令和4年度までの5年間は、中学校給食、新庁舎、広域ごみ処理施設、治水対策事業などの大型事業の実施に伴い、それらのランニングコストや公債費の償還が将来の財政運営に大きな負担となることから、より慎重な財政運営が求められている。

また、社会経済情勢が目まぐるしく変化する今日において、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、中長期的な視点での財政分析や社会情勢に関する情報収集・研究、事業の選択・集中による重点的な予算配分、限られた財源の中での効果的・効率的な施策の実施等の戦略的な取組が必要となる。

(注6)

財政調整基金残高の推移（令和2年度以降は令和2年6月中期財政計画及び長期財政見通しより）

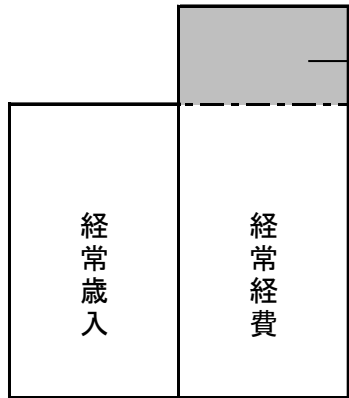


財政調整基金残高は令和11年度に20億円を下回る見込みである。



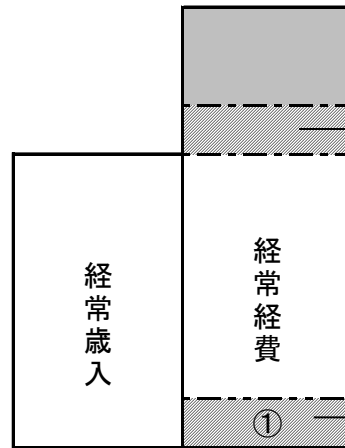
(注4) 経常経費

<従来の考え方>



削減対象

<今後の考え方>



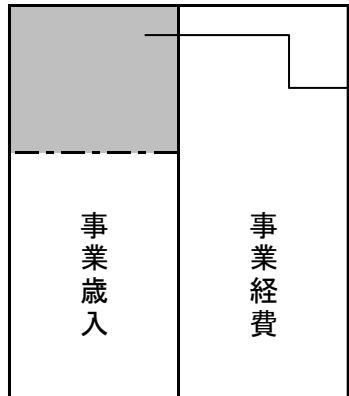
削減対象

①の増加により、新たに削減対象になる経費

社会保障経費の増加  
新規事業にかかる公債費、維持管理経費等の増加

6

(注5) 事業経費



財調基金充当

(注4) 経常経費 今後の考え方

①の社会保障経費や新規事業にかかる公債費、ランニングコスト等の増加分はもちろんのこと、既存の経費を拡充・拡大する場合も、経常歳入が増加しない現状では、優先順位の低い既存経費を削減することでしか予算編成できない。経費の増加が見込まれる場合は、削減分とセットで提案すること。

(注5) 事業経費

着手済の大型事業の実施を最優先事業とする。一方で、その他の事業は限られた財源の中でより効果的な予算編成をし、財政調整基金充当は最小限に抑制する。